

1. 件名：島根原子力発電所2号炉の地震等に係る新規制基準適合性審査
（特定重大事故等対処施設）に関する事業者ヒアリング（8）

2. 日時：令和5年7月12日（水）16：00～18：00

3. 場所：原子力規制庁内会議室

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部 地震・津波審査部門	担当者	5名
中国電力株式会社 電源事業本部	担当者	6名

5. 要旨

中国電力株式会社（以下「中国電力」という。）から、平成28年7月4日に申請のあった島根原子力発電所2号炉の設置変更許可申請（特定重大事故等対処施設）のうち、令和4年2月28日の設置変更許可申請の補正に関して、提出資料に基づき敷地の地形、地質・地質構造の説明があった。

これに対し、原子力規制庁は、令和5年4月7日の審査会合からの修正内容等について事実確認を行うとともに、敷地の地形、地質・地質構造に関する事業者の考え方を明確に資料へ反映するよう求めた。

中国電力から、上記内容に対して適切に対応する旨の回答があった。

6. 提出資料^{※1}

<本年7月11日提出済>

・島根原子力発電所2号炉 特定重大事故等対処施設設置位置付近の地盤
（敷地の地形、地質・地質構造）（コメント回答）

※1 提出資料は、行政機関の保有する公開に関する法律第5条に定める不開示情報を含むため、平成27年1月14日原子力規制委員会「特定重大事故等対処施設に関する審査の取扱いについて」を踏まえ、非公開とします。